平成 27 年 9 月 11 日

協同組合 全日本洋菓子工業会 理事長 加藤 信

バター不足問題の現状について

1.全日本洋菓子工業会について

協同組合 全日本洋菓子工業会は、中小企業等協同組合法により、昭和 36年5月に設立された団体で、現在 200 社余りの洋菓子・パンの製造を行う事業所が加入している。

当工業会はその目的として、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な事業を行い、組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることをあげている。また、世界の洋菓子組合から構成される世界洋菓子・パン連盟(UIBC)に日本の代表として参加し、世界的レベルで洋菓子界の現況や将来性についての問題を共有し、進行を深め、加盟各国との交流に努めている。

2. バター不足問題の現状について

(1) 最近のバター不足の状況について

数年までは、ほぼ 2~3 年に 1 度の周期で発生していたが、ここ数年は例年のように「バター不足」問題が発生している。

昨年 11 月~1 月にかけての状況は、大口需要者である大規模洋菓子メーカーや店舗では、乳業メーカーと安定的な契約を結んでいることにより、特段の問題は生じなかった。

一方、中規模洋菓子店舗では一昨年対比で半分しか確保しか出来 ず、また町の個人規模の洋菓子店舗ではバターの確保が全く困難な状況 が発生したところもあった。

(2) 現在の確保状況について

洋菓子業界にとっては、夏場は低需要期であり、9月はバター不足問題が特段顕著になる時期ではない。当該問題が発生するのは例年 10月末頃からである。

(3) 年末需要期の見通し

中規模洋菓子店舗の一部には「今年の年末需要期(11月、12月)には十分なバターの供給が困難であり、昨年比60~70%の供給が精一杯である。」と問屋から既に牽制球を投げられている店舗もある。一方、個人店では、「年末の供給に関しては、全く見通しが立っていない。」と回答されているところもある。

(4) 仕入れ価格の変動について

バターの仕入れ価格は毎年上昇している。一方、仕入れ価格上昇分の製品価格への転嫁は、消費増税後の売上減少に見られたように、価

格高騰が需要の落込みを惹起する懸念やスーパー、コンビニエンスストアーでの洋菓子販売の台頭による競争激化等から、製品価格の値上げは極めて難しい状況になっている。

(5) 農林水産省からの情報提供について

農林水産省からの提案や、業界団体からの要請で情報提供及び情報 交換の場は、状況に応じ、不定期且つ頻繁に開催されている。また、 農林水産省は、市場の動向を察知して緊急輸入の決定に関しても、い ち早く柔軟な対応を展開している。

(6) 緊急輸入分バターの市場への流通について

不足バターを補うための緊急輸入の措置が取られ、プレスリリースがあった翌日には、農林水産省より洋菓子団体等には速やかな情報開示があり、緊急輸入分の数量の発表があるものの、例年緊急輸入したバターの数量と現実に市場に流通するバターの数量との間には大きな乖離がある、と言わざるを得ない。

(7) バター不足に対する代用品対策について

各社企業秘密であり正確な現状把握は困難ではあるが、一部の店舗に とっては、代用品を使用しない限り企業の存続が危うくなることは明白 である。

(8) 輸入バターの使用について

回答はパティシエにより千差万別ではあるが、総じて特段の問題はない。との回答を得ている。しかしながら、その輸入バターすら確保が困難な状況が続いている。

(9) まとめ

バター不足問題は、本質的に大きく二つの問題に別れるものと思われる。

第一義的には、国内産、海外産を含めバターの市場における流通量 そのものが不足する問題である。国内産バターの不足に関しては、酪 農家の離農による減産や農業政策に、また海外産バター不足の問題は、 酪農家保護のためカレントアクセスに頼らざるを得ない貿易の規制問 題、さらに国家間の経済問題に起因するところの高い関税、発展途上国 のバター消費の増大、等々我々業界が解決するにはハードルが高すぎ る。これらの問題解決に当たっては政府に委ねるところが大きい。

一方、第二の問題としては、上にも述べたように政府が緊急輸入したバターが市場に流通しないことである。緊急輸入したバターはどこに消失しているのか。

今年の年末分に関しても、農林水産省は既に緊急輸入で対策を講じている。との説明を得ているものの、洋菓子業界では毎年の例から 疑心暗鬼に陥っている。